

福島県優良土木・建築委託業務表彰要領の運用

福島県優良土木・建築委託業務表彰要領（以下「要領」という。）第12条第1項の規定に基づき、この運用を定める。

（目的）

要領第1条関係

土木部における優良土木・建築委託業務の範囲とは、土木部内で設計監督等を行ったものか、あるいは他の部局より依頼され実施した受託業務で、契約権者が知事等（知事、教育長、県警本部長、公所長、共済組合支部長等）であること。

（表彰の部門）

要領第2条関係

- （1）調査業務とは、地質調査共通仕様書に定める調査業務、用地調査等共通仕様書に定める用地調査等業務及びその他の各種調査・点検業務等をいう。
- （2）測量業務とは、測量作業共通仕様書並びに用地測量等共通仕様書に定める測量作業業務をいう。
- （3）土木設計業務とは、設計業務委託共通仕様書に定める設計・計画業務並びに港湾・漁港設計委託共通仕様書（案）に定める設計業務をいう。
- （4）建築設計業務とは建築設計業務（建築設計、構造設計、設備設計及び積算業務等を含む）並びに設計図作成業務（改修図作成業務を含む）をいう。

（表彰の対象）

要領第3条関係

- （1）各種調査・点検業務等の業務実績については、測量業務部門、設計業務部門も対象に含める。
- （2）発注機関の長とあるのは、建築設計の受託業務に関しては、委託業務を監督している機関の長と読み替える。

（表彰の推薦）

要領第5条関係

- （1）委託業務を発注した機関の長とあるのは、建築設計の受託業務に関しては、委託業務を監督している機関の長と読み替える。
- （2）委託業務を発注した機関とあるのは、本庁機関、出先機関及び当面の間富岡土木事務所を含むものとする。

- (3) 推薦において、同一事業者及び技術者の重複を妨げない。
- (4) 推薦する業務が複数ある場合とは、業務内容が特に優れ、他の模範となると認められるものであって、真にやむ得ず業務の優劣の判断が難しい場合をいう。
- (5) 推薦する業務の要件で、業務内容が特に優れ、他の模範と認められるものとは、下記に該当するものをいう。
 - 1) 業務の難易度
高度な技術レベルを有し、難易度の高い業務又は困難な条件の業務を遂行し、事業の推進に貢献又は優れた成果が得られたもの。
 - 2) 企画力・提案力
優れた企画力・提案力を有し、独自の提案等を積極的に行い、業務の円滑な遂行に貢献又は優れた成果が得られたもの。
 - 3) 施工への配慮
工事施工の容易さと、現場の実態にあった設計とするための工夫が特に優れているもの。
 - 4) 維持管理への配慮
維持管理の容易さへの考慮が特に優れていると認められるもの。
 - 5) 先進技術力
新技術・新工法等の提案等を積極的に行い、事業の推進に貢献又は優れた成果が得られたもの。
 - 6) コスト縮減・環境配慮等
コスト縮減・環境配慮等に関して積極的提案を行い、優れた成果が得られたもの。
 - 7) 地域への配慮
地域住民への丁寧な説明を行うなど、地域の特性に応じた対応に特に優れていると認められるもの。
 - 8) 成果品の品質
特に優れた成果品で他の模範になると認められるもの。
 - 9) その他
業務特性に応じ、工期の短縮や現場作業での安全管理など、現場条件に配慮した工夫が特に優れていると認められるもの。
また、設計及び用地測量の成果が、用地交渉や買収のしやすさなどに配慮され、事業の円滑な推進を図る上で特に優れていると認められるもの。
- (6) 推薦にあたっては、外部に漏えい等が生じないように適切に管理すること。

(表彰審査委員会)

要領第6条関係

要領第6条第5項の部門別審査に関し、下記の事項を定める。

- (1) 審査は、班長1名、審査委員2名の計3名により、部門別に審査を行う。
- (2) 班長及び審査委員は、委託業務を発注した機関の長から提出された推薦書の内容等を基に、審査評定表により評価を行う。
- (3) 班長は、班の審査結果を取りまとめ、当該委託業務の評価点を算出し、点数の高い順に整理した評価一覧表を作成する。
- (4) 委員会は、各班が作成した評価一覧表等により、評価点が80点以上の委託業務の中から、表彰に値する優良委託業務を選定する。

(表彰の決定)

要領第7条関係

- (1) 優良委託業務の総件数は、20件程度を上限とするものとする。
- (2) 表彰決定において、同一事業者及び技術者の重複を妨げないが、同一部門での表彰重複は避けるものとする。

(表彰の方法)

要領第8条関係

本店と支店・営業所等は1事業者として取り扱う。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

この細則は、平成28年1月18日から施行する。

この細則は、平成29年1月31日から施行する。

この細則は、平成31年3月22日から施行する。

この細則は、令和2年3月27日から施行する。